

特定非営利活動法人愛知芸術文化協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人愛知芸術文化協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市中区大須一丁目34番35号工藤ビル6Bに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、愛知県内外の不特定かつ多数の人々に対して、芸術文化の創造・発信・継承に関する事業を行い、芸術家および芸術文化・伝統芸能に係る問題の改善や解決を図り、豊かな文化的生活の向上と国際的な文化交流・連携を通じて、日本の芸術文化の魅力の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 芸術文化に関する公演、講演会、展覧会事業

(2) 芸術文化に係わるネットワーキング、共同企画事業

(3) 芸術文化に関する公共機関との協働による施策、支援、調査、提言事業

(4) 芸術文化に関する広報活動事業

(5) 芸術文化活動に従事する人材の発掘、育成、研修事業

(6) 国内外の文化団体・施設との連携および国際文化交流促進事業

(7) 地域における芸術文化資源の調査・活用、および文化観光等地域振興事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員：この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な引項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があつたとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事：高北 幸保

副代表理事：中川 幸作

理事：野村 信行

理事：近藤 健介

監事：杉本 充

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員：入会金 5,000円 / 年会費 5,000円

(2) 賛助会員：入会金 5,000円 / 年会費 5,000円

役員名簿

特定非営利活動法人愛知芸術文化協会

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	たかきた ゆきひさ 高北 幸保		無
理事	なかがわ こうさく 中川 幸作		無
理事	のむら のぶゆき 野村 信行		無
理事	こんどう けんすけ 近藤 健介		無
監事	すぎもと みつる 杉本 充		無

設立趣旨書

1. 設立の背景

任意団体「愛知芸術文化協会」は、平成4年に設立されて以来、約33年間にわたり、愛知県内外における芸術家、芸術文化・伝統芸能に関わる個人および団体が緩やかに連携し、それぞれの表現活動や文化的取組を尊重しながら、約300回程度の公演、展覧会、講演会、その他文化事業を実施するなど、相互協力による活動を行ってきた。

しかし近年、社会構造や生活環境の変化、担い手不足、活動基盤の不安定化などにより、芸術文化を継続的に支え、次世代へ継承していくためには、個別活動の集合体としての任意団体の枠組みだけでは限界が生じつつある状況となっている。

特に、分野・世代・地域を越えた協働の推進、行政機関や公共機関との連携、国際的な文化交流の展開においては、組織としての継続性、社会的信用、意思決定および責任の所在を明確にした体制が求められている。

このような背景を踏まえ、芸術文化に関わる人々が安心して参画し、長期的な視点で創造・発信・継承に取り組むことのできる基盤として、法人格を有する組織への移行が必要であるとの認識に至った。

2. 設立の目的

本法人は、愛知県内外における芸術家および芸術文化・伝統芸能に関わる団体の協働を促進し、芸術文化の創造・発信・継承を通じて、不特定かつ多数の県民が豊かな文化的生活を享受できる地域社会の実現を目的として設立するものである。

また、地域に根ざした文化活動を基盤としつつ、グローバルな視点に立った国際的な文化交流および連携を推進することにより、日本の芸術文化の魅力を国内外に発信し、文化を通じた相互理解と持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

3. 設立後に取り組む主な活動

本法人は、前記目的を達成するため、特定非営利活動促進法に基づき、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」として、次の事業を行う。

1. 芸術文化に関する非営利の公演、講演会、展覧会、シンポジウム等の企画および実施、開催
2. 芸術文化に携わる団体および個人間の連携、ネットワーキング、共同企画等の促進事業
3. 芸術文化に関する国・地方自治体・公共機関との協働による施策実施・支援事業調査研究、提言および報告書の作成
4. 芸術文化に関する広報活動（情報誌の発行、Webサイトの運営、SNS活用等）
5. 芸術文化活動に従事する人材の発掘、育成、研修等に関する事業
6. 国内外の文化団体・施設との連携および国際文化交流を促進する事業
7. 地域における芸術文化資源の調査・活用、および文化観光等の地域振興への参画

8. その他、本法人の目的を達成するために必要かつ特定非営利活動として認められる事業

4. 法人化の必要性

上記の活動を安定的かつ継続的に実施していくためには、明確な意思決定機関を有し、責任と権限の所在を明らかにした組織運営体制を構築することが不可欠である。

特定非営利活動法人として法人格を取得することにより、公共性および公益性を担保し、会員、関係団体、行政機関等との信頼関係をより強固なものとするとともに、事業運営の透明性と継続性を確保することが可能となる。

このため、任意団体として培ってきた活動理念と実績を基盤に、それらを発展的に継承する形で、特定非営利活動法人愛知芸術文化協会を設立するものである。

5. 結び

以上の趣旨に基づき、任意団体として培ってきた活動理念と実績を基盤に、それらを発展的に継承し、芸術文化を通じた地域社会の発展および国際的な文化交流の推進を目指し、ここに特定非営利活動法人愛知芸術文化協会を設立する。

6. 申請に至るまでの経過

令和7年4月総会において特定非営利活動法人愛知芸術文化協会を検討することを決議。

令和7年5月特定非営利活動法人愛知芸術文化協会準備委員会委員9名を決定。

令和7年6月第1回特定非営利活動法人愛知芸術文化協会準備委員会を9名で開催

以後月約1回のペースで11回の準備委員会を開催。

令和8年4月27日特定非営利活動法人愛知芸術文化協会の設立総会を開催。

【令和8年4月27日】

特定非営利活動法人愛知芸術文化協会

設立代表者 中川幸作

特定非営利活動法人愛知芸術文化協会

令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

設立初年度として基盤整備と文化事業の着実な実施を図る

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
(1) 芸術文化に関する公演、講演会、展覧会事業	講演会・交流イベントの企画開催	(A) 令和8年10月～令和9年2月 (B) 名古屋市内ほか (C) 6名	(D) 一般市民・文化関係者 (E) 100名	100
(2) 芸術文化に係わるネットワーク、共同企画事業	交流会・共同企画会議の実施	(A) 法人成立後～令和9年3月 (B) 名古屋市内ほか (C) 5名	(D) 会員・文化関係者 (E) 80名	50
(3) 芸術文化に関する公共機関との協働による施策、支援、調査、提言事業	行政・公共機関との調査・提言	(A) 法人成立後～令和9年3月 (B) 公共施設・事務所ほか (C) 4名	(D) 行政機関・文化団体等 (E) 50名	40
(4) 芸術文化に関する広報活動事業	Web・SNSによる情報発信及び会員募集広報	(A) 法人成立後～令和9年3月 (B) 事務所・オンライン (C) 4名	(D) 一般市民・文化関係者 (E) 500名	60
(5) 芸術文化活動に従事する人材の発掘・育成・研修事業	研修会・勉強会の企画実施	(A) 法人成立後～令和9年2月 (B) 名古屋市内ほか (C) 4名	(D) 若手芸術家・運営人材 (E) 40名	50
(6) 国内外の文化団体・施設との連携および国際文化交流促進事業	国内外団体との交流協議及び連携準備	(A) 令和8年9月～令和9年3月 (B) オンライン・事務所ほか (C) 3名	(D) 国内外文化団体関係者 (E) 30名	30
(7) 地域における芸術文化資源の調査・活用、および文化観光等地域振興事業	文化資源の調査・記録整理及び活用検討	(A) 法人成立後～令和9年3月 (B) 愛知県内各地域・事務所 (C) 5名	(D) 地域住民・来訪者等 (E) 120名	50

特定非営利活動法人愛知芸術文化協会

令和9年度事業計画書

1 事業実施の方針

連携拡大と事業成長を通じ地域文化振興の充実を図る

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
(1) 芸術文化に関する公演、講演会、展覧会事業	講演会・交流イベントの定期開催	(A) 令和9年6月～令和10年2月 (B) 名古屋市内ほか (C) 7名	(D) 一般市民・文化関係者 (E) 1160名	1153
(2) 芸術文化に係わるネットワーク、共同企画事業	交流会・共同企画会議の定例実施	(A) 令和9年4月～令和10年3月 (B) 名古屋市内ほか (C) 16名	(D) 会員・文化関係者 (E) 930名	581
(3) 芸術文化に関する公共機関との協働による施策、支援、調査、提言事業	行政・公共機関との調査・提言・協議	(A) 令和9年5月～令和10年3月 (B) 公共施設・事務所ほか (C) 15名	(D) 行政機関・文化団体等 (E) 580名	461
(4) 芸術文化に関する広報活動事業	Web・SNSによる情報発信及び会員拡大広報	(A) 令和9年4月～令和10年3月 (B) 事務所・オンライン (C) 5名	(D) 一般市民・文化関係者 (E) 5800名	701
(5) 芸術文化活動に従事する人材の発掘育成研修事業	研修会・勉強会の継続実施	(A) 令和9年7月～令和10年2月 (B) 名古屋市内ほか (C) 15名	(D) 若手芸術家・運営人材 (E) 460名	581
(6) 国内外の文化団体・施設との連携および国際文化交流促進事業	国内外団体との交流協議及び連携実施準備	(A) 令和9年6月～令和10年3月 (B) オンライン・事務所ほか (C) 14名	(D) 国内外文化団体関係者 (E) 350名	351
(7) 地域における芸術文化資源の調査・活用、および文化観光等地域振興事業	文化資源の調査・記録整理及び地域活用検討	(A) 令和9年4月～令和10年3月 (B) 愛知県内各地域・事務所 (C) 16名	(D) 地域住民・来訪者等 (E) 1400名	581

活動予算書

法人成立の日から 令和9年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	65,000		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	65,000		
賛助会員受取会費	0	130,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
芸術文化に関する公演、講演会、展覧会事業収益	100,000		
芸術文化に係わるネットワーキング、共同企画事業収益	50,000		
芸術文化に関する公共機関との協働による施策、支援、調査、提言事業収益	40,000		
芸術文化に関する広報活動事業収益	60,000		
芸術文化活動に従事する人材の発掘、育成、研修事業収益	50,000		
国内外の文化団体・施設との連携および国際文化交流促進事業収益	30,000		
地域における芸術文化資源の調査・活用、および文化観光等地域振興事業収益	50,000	380,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計			510,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
諸謝金	25,000		
印刷製本費	25,000		
会議費	80,000		
旅費交通費	100,000		
通信運搬費	150,000		
賃借料	0		
その他経費計			
事業費計		380,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
諸謝金	25,000		
印刷製本費	25,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	30,000		
消耗品費	30,000		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	60,000		
雑費	0		
その他経費計	180,000		
管理費計		180,000	
経常費用計			560,000
当期正味財産増減額			△ 50,000
設立時正味財産額			1,000,000
次期繰越正味財産額			950,000

活動予算書

令和9年4月1日 から 令和10年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	1,000,000		
賛助会員受取入会金	150,000		
正会員受取会費	1,065,000		
賛助会員受取会費	150,000	2,365,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
芸術文化に関する公演、講演会、展覧会事業収益	1,153,000		
芸術文化に係わるネットワーキング、共同企画事業収益	581,000		
芸術文化に関する公共機関との協働による施策、支援、調査、提言事業収益	461,000		
芸術文化に関する広報活動事業収益	701,000		
芸術文化活動に従事する人材の発掘、育成、研修事業収益	581,000		
国内外の文化団体・施設との連携および国際文化交流促進事業収益	351,000		
地域における芸術文化資源の調査、活用、および文化観光等地域振興事業収益	581,000	4,409,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計			7,774,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,970,000		
法定福利費	9,000		
人件費計	2,979,000		
(2) その他経費			
諸謝金	300,000		
印刷製本費	50,000		
会議費	200,000		
旅費交通費	200,000		
通信運搬費	200,000		
賃借料	480,000		
その他経費計	1,430,000		
事業費計		4,409,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	2,120,000		
法定福利費	7,000		
人件費計	2,127,000		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	100,000		
会議費	100,000		
旅費交通費	100,000		
通信運搬費	100,000		
消耗品費	0		
水道光熱費	25,000		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	70,000		
雑費	130,000		
その他経費計	625,000		
管理費計		2,752,000	
経常費用計			7,161,000
当期正味財産増減額			613,000
前期繰越正味財産額			950,000
次期繰越正味財産額			1,563,000